

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年(2023年)9月28日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 森 田 充

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、項目	監査期日
社会福祉課	社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会	令和4年度 地域福祉ふれあい事業補助金	令和5年8月30日

2 監査の方法

援助団体の実施事業は、補助金の交付目的に沿って適切かつ効果的に執行されているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(社会福祉法人彦根市社会福祉協議会)

【地域福祉ふれあい事業補助金】

実施事業は、補助金の交付目的に沿って概ね適正に執行されており、出納その他の事務についても特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会(以下「同会」という。)は、彦根市内の地域福祉を推進する組織として、社会福祉法第109条の規定に基づき設置された民間の福祉団体であり、人口減少をはじめ少子高齢化や核家族化の進行のほか、価値観の多様化等に伴い地域社会の人間関係が希薄化し、住民相互の互助機能の低下や地域コミュニティの弱体化が懸念される中、複雑多様化する生活課題や福祉課題の解消に向け、住民や関係諸団体、ボランティアに行政など様々な団体・機関等の連携協力と各種取組を推進し、それぞれの特色を活かした地域福祉の増進を図るべく、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の中核的機関としてその役割を果たしている。

同会の担う多岐に渡る事業の内、地域福祉ふれあい事業補助金の補助対象事業については、学区(地区)社協が実施する敬老行事の開催や、各種福祉講座・ふれあい活動など“多様なつながりづくり”を推進する取組への補助を主とする「地域福祉活動の推進に係る事業」のほ

か、見守り活動の実践自治会を助成する「地域見守り合い活動の推進に係る事業」、ボランティアグループや福祉団体への活動支援に係る「その他市長が必要と認める事業」などがあるが、いずれの事業についても令和4年度を始期とする第3次彦根市地域福祉計画および彦根市地域福祉活動計画第2次計画(以下「第2次計画」という。)に沿った取組であり、地域福祉の推進に資するものである。

また、補助事業内容に関し、令和4年度には地域福祉推進委員会の開催形式等の見直しを行い、同会は全体サポート等を担う形に変更することで、構成機関や団体からの出席委員が主体的に協議や情報共有できる環境を整えたほか、第2次計画に挙げた4つの実践取組毎に推進チームを立ち上げ、今後の具体的な事業推進に向けた検討を開始されており、将来的な地域福祉の推進に不可欠である皆で一緒に取り組む気運や体制の構築が図られている。

さらにコロナ禍の影響により地域活動や集う機会が減少している一方、各地で頻発する大規模自然災害などに伴い平時の見守り合い活動や地域の繋がり的重要性が再認識されているが、当年度、活動自粛される自治会もある中、同会においては“お互いさんの見守り合い”を推進し、訪問活動などに取り組む自治会数が昨年度より2自治会增加して155自治会となったことは評価できるため、さらなる拡大を図りたい。

令和5年度以降、当該補助事業の内、敬老行事開催補助については彦根市から学区(地区)社協へ直接助成する形に変更となるが、行政の関与の間隙を埋め、誰ひとり取り残されないまちを実現するためには同会の果たす役割が肝要であることから、地域の多様な主体とのさらなる連携強化のほか、小地域福祉活動やボランティア活動を推進し、継続して地域の福祉力向上に努められたい。令和5年度で第2次計画は2年目に入り、先に触れた実践取組のテーマ毎に「みんなで取り組む行動計画」を策定し、その実践を推進していくとされていることから、共助に係る市民参画の促進が図られ、アフターコロナ社会に即した取組となることを期待する。地域福祉計画の基本理念にある「支え合い信頼し合いつながり合えるまち彦根」の実現に向け、より一層の地域福祉の充実が図られることを望むものである。

所管課における事業完了報告書の収支状況の確認について、一部同会内における証拠書類等の検収結果のみを根拠としている箇所があった。公費負担の観点からは、抽出により領収証原本の確認も行うなど検収精度の向上を図るほか、透明性の確保により補助金の適正な執行に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

公の施設の指定管理団体監査結果

1 担当所属、監査執行対象団体名等

担当所属	監査執行対象団体名	対象年度、施設	監査期日
生涯学習課	高木・技研特別共同体	令和4年度 彦根市荒神山自然の家	令和5年8月30日

2 監査の方法

指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、条例および協定書等に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

(高木・技研特別共同体)

【彦根市荒神山自然の家】

指定管理業務については、条例および協定書等に沿って概ね適正に執行されているものの、次の点について改善を要すると認められた。

○ 年度末執行の定例単発業務に関して

定期清掃委託料に係るグリストラップ清掃に関し、従来から実施時期を毎年度末(3月)としていたところ、令和3年度分に係る清掃時期が委託事業者の都合によりやむを得ず4月実施となったため、令和4年度に2ヵ年度分の清掃料金の支出を行っていた。

当該清掃については、設備の汚損状況等を鑑み、前回清掃から計画的に同間隔の期間で実施することが望ましいほか、今回は該当しないものの年度末までに執行できなければ、指定管理者が変更となる恐れもあるため、今後余裕を持った執行に努められたい。

○ 現場現金に係る取引明細書の記載について

荒神山自然の家の現場現金に係る取引明細書について、使用者からの施設利用諸実費支払に係る記載に関し、日付の入力誤りにより一部残高等に不整合が生じている箇所が見られた。取引明細書は本部作成であるため現場との連携課題はあるものの、当該明細書は現場現金に係る出納記録となっていることから、特に通帳の記帳内容などとの整合に留意し、第三者からも疑義が生じないよう適正に対応されたい。

荒神山自然の家は、荒神山一帯の豊かな自然環境の中での集団宿泊研修等を通じて、健全な青少年の育成を図るとともに、市民等に交流の場を提供し、もって市民等の福祉の増進に資するため設置された施設であり、県の森林環境学習「やまのこ」事業や、ファミリー層・大人向け活動プログラムなどの自主事業のほか、キャンプ場の環境整備等が指定管理者により実施されている。

高木・技研特別共同体は彦根市荒神山自然の家の指定管理者として、平成31年度(令和元年度)から令和4年度までの管理運営を行い、当年度末で初回の指定管理期間を終えたところである。また、令和5年度からは再度指定管理者の選定を受け、2期目となる事業を開始している。初回の指定管理期間には新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を大きく受けた運営を強いられることとなり、令和元年度には8,733人の利用者があったが令和2年度には3,253人に落ち込み、当年度には7,625人にまで回復したものの、利用者に占める宿泊者の割合は令和元年度の76.1%と比較し当年度は26.4%と依然低迷しており、厳しい状況が継続している。指定管理制度への移行前は年間1万人前後の利用があり、当年度の収支が6千万円を超える支出超過であったことなどからも、利用者および宿泊利用の増加は喫緊の課題である。

このような中、当年度にはキャンプ場の利用拡大に向けた各種取組を継続し、利用者が減少傾向となる冬季期間の課題解決のため、さらなる陶芸事業の充実を図ったほか、令和5年度には荒神山公園と子どもセンターとの共催で「しいたけの種菌打ち体験学習会」の実施を企画するなど、新たな自主事業を積極的に模索する姿勢は評価できる。立地や施設環境を活かした継続事業のブラッシュアップやK A P活動の展開等と併せ、県内外の小中学校、スポーツクラブ、企業等への積極的な情報発信によりさらなる利用者の増加が図られ、当施設が世代間の交流拠点としても飛躍することを期待するものである。

なお、当施設は昭和50年に建築されてから50年近くが経過し、老朽化が顕著であるほか、自然豊かである一方で大部分が土砂災害警戒区域に立地しているという側面もあり、ハード整備と同時に風水害等の自然災害対応も図っていく必要がある。宿泊施設として利用者の安全・安心が最も重要であることから、施設の適切な管理や危機管理体制の確保には十分留意されたい。

また、当施設の今後のあり方については、彦根市社会教育施設等適正管理計画において指定管理者制度による効果検証や、さらなる民間活力導入の可能性について検討することとしているが、当年度までの指定管理期間においてはコロナ禍の影響により十分な検証ができなかったことから次期指定管理期間に持ち越すこととされている。当施設周辺には先の共催事業でも挙げた荒神山公園や子どもセンターといった市施設があることから、それらの施設も含め荒神山一帯での民間活力導入可能性についても検討されたい。保有施設の無駄のない有

効活用により荒神山地域のさらなる活性化が図られ、交流人口等の増加により市全体に好影響を及ぼすことを望むものである。

所管課においては、指定管理者からの事業報告書における収支状況の確認について、証拠書類や会計帳簿との整合を確認するなど検収精度の向上を図るほか、剰余金(繰越金)が生じている場合の発生要因を把握し、必要に応じ次年度事業への充当確認を行うなど、指定管理料の適正な執行の確保に留意されたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。